

飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第5号

飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例

飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 赴任 <u>新たに採用された職員のうち、市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任(同一都道府県の区域内における転任(規則で定めるものを除く。))を除く。)を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条—第12条)</u></p> <p><u>第2章 旅費(第13条—第27条)</u></p> <p><u>第3章 雑則(第28条—第30条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 赴任 <u>特別な事由により、新たに採用又は転任を命ぜられた職員が、その採用又は転任に伴う移転のため、住所又は居所から新たな在勤地に旅行することをいう。</u></p>

(4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(5) (略)

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

2 この条例において「これらに相当する職務の者(以下「これらの相当職」という。)」という場合には「これらと同等の旅費を支給することを適当とするような職務にある者で規則に定めるもの」をいうものとする。

(旅費の支給)

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) (略)

2 この条例において「これらに相当する職務の者(以下「これらの相当職」という。)」という場合には「これらと同等の旅費を支給することを適当とするような職務にある者で別表第1に掲げるもの」をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都については特別区の存する全地域)をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)になった場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3・4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)になった場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3・4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他やむを得

払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があることを認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に通知しなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、

ない事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があることを認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場

口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合にはできるだけ速やかに旅行命令書等に前項に定める事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運

合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又は変更した場合にはできるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給

賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、路程に応じ実費額により支給する。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次項において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第2項から第5項までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、

する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額に

規則で定める額とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、規則で定める額とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するための費用とし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の上限額)

第9条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第6条第2項から第5項までに掲げる各費用について、当該各項及び前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、第6条第6項、第7項、第9項、第10項及び

より支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 第23条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、特定旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数20日を超える場合には、その超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第11項並びに前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えてこれを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

第10条 鉄道旅行、水路旅行、陸路旅行又は航空旅行中における年度の経過、職階の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、当該旅行者に対し速やかに返納の告知をし、告知の日の翌日から起算して2週間以内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(証人等の旅費)

第11条 (略)

3 市長は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、当該旅行者に対し速やかに返納の告知をし、告知の日の翌日から起算して2週間以内に当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(証人等の旅費)

第12条 (略)

第2章 旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金(普通急行料金及び特別急行料金をいう。以下この条において同じ。)による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定

する運賃のほか、急行料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で有効区間片道100キロメートル以上のとき。

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で有効区間片道50キロメートル以上のとき。

(3) 超特別急行列車、普通特別急行列車を利用する場合及び前2号に該当しない旅行において、特別の事由により旅行命令権者が当該急行列車に乗車することを命令し、又は依頼したとき。

3 第1項の規定にかかわらず、福岡県内の旅行の場合の鉄道賃の額は、普通旅客運賃により計算した額とする。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、次に定める運賃

ア 特別職の職員については、上級の運賃

イ 一般職の職員については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は、次に定める運賃

ア 特別職の職員については、上級の運賃

イ 一般職の職員については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、交通機関等の実費額とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第17条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、県内への旅行及び公用車を使用した旅行の場合の日当は、支給しない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第20条 移転料は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

2 次に掲げる場合には、着後手当(扶養親族移転料のうち着後手当に相当する部分を含む。)は支給しない。

(1) 県内における移転の場合

(2) 旅行者が、新在勤地に到着後直ちに自宅その他公舎等に類するものに入居する場合

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があ

った場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(特定旅費)

第23条 次の各号に掲げる旅行については、第6条に定める旅費に代え、当該各号に定めるものを支給する。

(1) 市内の旅行で乗合自動車を利用する場合 運賃実費額又は乗車券

(2) 隣接市町内の旅行(公用車を使用する場合を除く。) 運賃実費額

(3) 研修(次号に掲げるものを除く。)、講習、訓練その他これに類する目的のための旅行(宿泊施設を有する場合に限る。)
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料(食費を含む。)の実費に当該旅行の期間(往復に要する日数を除く。)の日当の8割を

加算した額

(4) 福岡県市町村職員研修所が行う研修を目的とする旅行 研修等に要する経費相当額を基準として規則で定める額

(5) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により職員の所有する私用車を公用に使用する旅行(県内の旅行に限る。) 路程に応じ、自動車の場合は1キロメートル当たり37円、自動2輪車(原動機付自転車を含む。)の場合は1キロメートル当たり15円

(市外の同一地域内の旅行の旅費)

第24条 市外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第13条、第14条及び第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(外国旅行の場合の旅費)

第12条 職員が外国に旅行する場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の外国旅行に関する規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級の区分に相当する職員の職務の区分については、規則で定める。

(退職者等の旅費)

第13条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(遺族の旅費)

第14条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(外国旅行の場合の旅費)

第25条 職員が外国に旅行する場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の外国旅行に関する規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級の区分に相当する職員の職務の区分については、別表第1のとおりとする。

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から本市までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員の死亡地から本市までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を

(旅費の調整)

第15条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の返納)

第16条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

先にする。

第3章 雑則

(旅費の調整)

第28条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。

2 (略)

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の特例)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

(旅費の特例)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

別表第1(第2条、第17条、第18条、第19条、第25条関係)

区分	左の相当職	食卓料	日当	宿泊料	国家公務員等の旅費に関する法律の職務区分
市長	議長	1夜当たり	3,000	甲地	指定職の職務にある者
副市長	副議長	2,200	円	14,800円	
地方公営企業事業管理者 教育長	議員	円		乙地 13,300円	
その他の一般職員(飯塚市職員定数 市職員定数 条例(平成18	飯塚市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に 関す	1夜当たり	2,200	甲地	6級以下3級以上の職務にある者
		2,200	円	10,900円	
		円		乙地	
				9,800円	

年飯塚市条例第22号)の適用を受け	る条例(平成18年飯塚市条例第39号)別表に掲げる者及び飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第32条の適用を受け				
る者をいう。)	る者				

備考

- 1 甲地とは、東京都(特別区の地域に限る。)及び政令指定都市の地域をいい、乙地とは、その他の地域をいう。
- 2 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第40号)の適用を受ける者については、その他の一般職員の例により日当を支給する。

別表第2(第20条関係)

移転料

路程50km	路程50km	路程100km	路程300km	路程500km	路程1,000
未満	以上100km	以上300km	以上500km	以上1,000	km以上

		未満	未満	未満	km未満	
	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 2 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)別表第1に定める日当の額」を「日額2,200円」に改め、同条後段中「同条例第19条第2号に規定する」を削り、「ときは」の次に「、当該実費弁償に」を加え、「同」を「飯塚市職員等旅費」に改め、「条例」の次に「(平成18年飯塚市条例第48号)」を加え、「(日当を除く。)」を削り、「を」の次に「加えて」を加える。

(飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

- 3 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第11条」を「第10条」に改める。

(経過措置)

- 4 改正後の飯塚市職員等旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。